

申し込む前の最終確認画面チェックは十分ですか？

(1) 交流サイト (Sns) で初回 980 円のダイエットサプリの広告を見て注文した。商品が届き確認すると 6 箱入っており、代金が 2 万円になっていた。申し込む際に「期間限定クーポン」を選択したことで定期購入になっていたようだ。解約しようと電話をかけても販売業者につながらない。

(2) Sns の広告を見て販売業者のサイトに進み、2 千円の育毛エッセンスを後払いで申し込んだ。いつでも解約可能な定期購入と思っていたが、3 本で 1 万 6 千円の請求メールが届いた。電話したところ 5 回継続が条件のコースになっている。解約するなら 2 回目の代金を払ったうえで違約金が必要と言われた。そのような契約をした覚えはない。違約金を支払わずに解約したい。

<アドバイス>



1、低価格だからと思って 1 回だけのつもりが、定期購入が条件になっていることがあります!!!

ます!!!

(2 回目に商品と高額な請求書が届いて気付くことが多いです)

2、通販にはクーリングオフが適用されません!!!



3、いつでも解約できると表示されていても、すぐにできないかもしれません!!!

(電話がつながらない、オンライン上の解約手続きがうまく進められないなど)

4、申し込みの前に、条件に定期購入がないか、解約方法の説明があるか、しっかり

確認しましょう!!!

(販売会社には販売サイトの最終確認画面で分量、販売価格、対価、支払の時期、方法、解除に関する事項などの申込内容を確認できるように表示することが義務づけられています)



5、最終確認画面はスクリーンショットで保存しておきましょう!!!

(うその表示や消費者を誤解させるような表示をしている場合は、申し込みの意思表示を取り消すことができます)

1 つでも心当たりがあったら、
お住いの地域の消費者センター (相談窓口) もしくは消費者ホットライン 188 へ電話!!!